新型コロナ関連 1.27②

令和３年１月 27 日

会員各位

鎌倉市医師会　会長　山口　　泰
公衆衛生担当　理事　今井　一登

電話や情報通信機器を用いた診療に伴う新型コロナウイルス感染症の患者の取扱いについて

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

公益社団法人日本医師会常任理事
釜　萢　　敏
長　島

電話や情報通信機器を用いた診療に伴う新型コロナウイルス感染症の感染者の取扱いについて

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）に対し、標記の事務連絡が発出されました。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上、医師が診断を行った場合には医療機関の所在する都道府県等に届出が行われ(第12条)、就業制限等の感染防止措置を講じる(第18条)こととされています。

今般、一部の医療機関において、全国から検体の郵送を受け付け、結果が陽性であった患者に対し、電話や情報通信機器を用いた診療を行い都道府県等の区域外の患者についても、当該医療機関からその所在する保健所へ報告される事例があったとのことです。

こうした事例は、地域の正確な感染状況の把握を困難にすることもあるため、本事務連絡において、感染症法上の運用が示されております。

具体的には、電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行った場合は、HER-SYSの所定の項目へ「オンライン診療」との文言を記載することとされています（１　新型コロナウイルス感染症の発生届出について）。

次に、都道府県等は、管轄する区域外に居住する感染者について医療機関から報告がなされた際は、別掲として公表することとされています。なお、HER-SYSには、保健所間における情報共有機能があることにつきあわせて案内されています。（２　陽性患者の報告について）

当該患者に対する就業制限については、感染者の居住地を管轄する都道府県等で協議会の意見を聞いて、実施することが依頼されています（３　就業制限について）。

日本医師会としては、そもそもこのような事例は、感染症法上並びにオンライン診療の適切な実施の点で問題であると認識しており、国に対し適切に対応するよう要請してまいります。また、このような検査結果をもって電話や情報通信機器を用いた診療を希望される方に対しては、適切なご対応をお願いします。